

# 高付加価値な観光客誘客のための現地ツアーオペレーター等招請事業業務委託基本仕様書

## 1 目的

令和5年の訪日外国人消費額は国全体で5兆円を超え、過去最高となっている。こうしたインバウンド消費を本県に取り込み、県内の経済発展につなげていく必要がある。この場合、いわゆる高付加価値旅行層（着地消費額100万円以上/人）は、訪日旅行者全体の約1%（32万人）に過ぎないが、消費額は約14%（6,700億円）を占めているが、これらは地方での消費が現状まだ少なく、こうした層を本県に誘客することが、サステナブルな形での本県での消費額拡大のためには必要である。

高付加価値な外国人観光客の誘客のためには、ターゲット\*に直接のコネクションを持つ事業者（欧米豪等の現地ツアーオペレーターや、こうした現地ツアーオペレーターと連携しターゲットとなるインバウンド訪日客の対応を手掛ける国内のエージェント等。以下「現地ツアーオペレーター等」という。）とのコネクションが必要である。地域DMOやDMC、県内民間事業者の造成する観光コンテンツを商流に乗せ、ターゲットに売れるようにするため、現地ツアーオペレーター等と観光コンテンツ提供事業者とのマッチングを図る必要がある。

本事業では、現地ツアーオペレーター等を招請し、ターゲットに評価される地域資源の掘り起こしを行うとともに、県内事業者との意見交換を通じて、ターゲットに受ける商品造成や、販路へのアプローチ方法などのアドバイスを受けること、FAMツアーの実施などを通じて、ターゲットとのコネクションを構築していくことで、高付加価値な観光客の誘客拡大を図る。

### ※本事業のターゲット

……訪日旅行1回当たりの着地消費額100万円以上/人のラグジュアリー層とし、欧米豪市場を対象とする。

## 2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月21日（金）まで

## 3 委託業務の内容

次の（1）及び（2）に掲げる事項について、現地ツアーオペレーター等と県内事業者のコネクション構築を図りながら、受注者の責任のもと適切に実施すること。本委託業務の遂行のために必要となる一切の経費負担及び諸手続きは受注者が行うこと。

企画提案書には、ターゲットの本県への旅行の動向分析等を記載すること。本事業におけるターゲットは、欧米豪市場を対象とし、訪日旅行1回あたりの着地消費額100万円以上/人のラグジュアリー層とする。

なお、（1）及び（2）のほか、本県の認知度向上や誘客等につながる独自提案を可能とする。

**(1) 現地ツアーオペレーター等による県内の観光コンテンツ造成への意見聴取**

ターゲットに直接のコネクションを持つ現地ツアーオペレーター等から、県内における観光コンテンツ造成について、ターゲットに評価される地域資源の掘り起こし、ターゲットに受ける商品造成、販路へのアプローチ方法などに関する助言や意見交換の機会を設ける。

実施にあたっては、ターゲット向けの観光コンテンツを造成しようとする県内の地域DMOやDMC、観光事業者等（以下、「県内事業者等」という。）との日程調整や、現地ツアーオペレーター等との仲介、観光資源の現地視察などを行うこと。また、観光コンテンツを造成する県内事業者等が、造成にあたって定期的に現地ツアーオペレーター等から助言を受けられる体制を整えること。

**【コネクションの構築対象となる現地ツアーオペレーター等について】**

- ① 本事業のターゲットを日本に送客した実績のある現地ツアーオペレーター又はこうした現地ツアーオペレーターと連携しターゲットのインバウンド訪日客の対応を手掛ける国内のエージェント等とする。
- ② 現地ツアーオペレーター等は、少なくとも2社以上を選定するものとする。
- ③ 山形県へのターゲット層の送客に関心があり、事業完了後に継続的なコネクションの構築を見込める事業者を選定するものとする。
- ④ 意見聴取を行う県内の観光コンテンツについては、県が他の事業において造成を支援するコンテンツを中心に、発注者と協議して選定するものとする。

**(2) 現地ツアーオペレーター等への売込み（FAMツアーの実施）**

(1) で県内事業者等が造成した観光コンテンツを活用し、現地ツアーオペレーター等と県内事業者等とのコネクションを構築していくため、現地ツアーオペレーター等を招請したFAMツアーを実施する。

**【FAMツアーについて】**

- ① (1) でコネクションの構築を目指す現地ツアーオペレーター等のうち、少なくとも1社以上を招請対象とすること。
- ② 招請回数は1回以上、県内の行程は2泊3日以上とすること。この場合、宿泊はすべて本県内とすること。
- ③ 招請時期は、県内事業者等が観光コンテンツを造成（試験的に造成したものも含む。）した後とし、FAMツアーの実施後、県内事業者等へのフィードバックを行うことを踏まえた時期とすること。
- ④ 被招請者が無理なく安全に行動できる行程とし、被招請者は、招請中必ず旅行保険（旅行期間中における病気・怪我・物損等に対応するもの）に加入すること。
- ⑤ 取材許可に係る調整や施設、コンテンツ利用に係る手配、精算、権利関係の整理等、取材に係る関係機関との一切の調整は受託者が行うこととし、関係者への説明にあたっては、本県が実施する事業であることや、事業の趣旨等をよく説明すること。
- ⑥ 宿泊先、取材先、交通事情等を勘案し、円滑な移動ができるように手配、調整するこ

と。

- ⑦ 全行程を通じ、取材先で十分な説明を受けられるよう、通訳者及びガイド等を手配すること。
- ⑧ 本事業を円滑に実施できるよう、運営管理者として、最低でも1名が同行し、案内すること。

#### 4 委託業務の効果の把握等に関すること

本事業が、欧米豪からの高付加価値旅行者の誘客促進等につながるような、現地ツアーオペレーター等との接続の構築状況を把握できる成果指標の設定、測定（調査）方法を提案及び実施すること。

観光コンテンツ造成の状況等により、成果指標に係る実数を把握することが難しい場合は、今後の見込み数を聴取するなどし、効果測定に支障が生じないようにすること。

#### 5 成果品の納品及び部数

受注者は、令和7年3月21日（金）まで、業務完了に係る次の書類を提出すること。

##### (1) 業務完了報告書

紙媒体（2部）にて提出すること。

##### (2) 成果品

業務実施状況に関する報告書：紙媒体（2部）及び電子データにて提出すること。

#### 6 委託業務の基本方針

- (1) 本業務の進捗状況は、発注者に随時報告し、協議しながら業務を進めること。
- (2) 受注者は、本業務による成果品に関する著作権、二次利用、モデルリリース、プロパティリリース等の権利関係の許諾手続きを適切に行うこと。
- (3) 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りではない。
- (4) 成果品の利用（二次利用等）

本業務による成果品の著作権は山形県に帰属するものとし、山形県は当該成果品を本業務以外にインターネット、印刷物、DVD、講演、放送番組等のあらゆる媒体、手段、方法により、自由に使用（公開、配布、放送等）することができるものとする。

また、二次利用のために成果品のリサイズや調整など、制作意図を損なわない範囲で加工・修正を行うことができるものとする。

##### (5) 機密の保持

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、個人情報への不正アクセス防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

受注者（再委託をした場合の受託者を含む）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、山形県個人情報保護条例（平成 12 年 10 月 13 日山形県条例第 62 号）を遵守しなければならない。

(7) 本事業に係る経理は、他の事業と区分するとともに、証拠書類を整理しておくこと。

(8) 本仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合は発注者と協議の上決定すること。